

1 いじめ防止基本方針の策定にあたって

【基本方針】

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為は、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校においては、生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止に向けた指導体制を整備し、未然防止、早期発見及び早期解決に組織的に取り組むため、本基本方針を定める。

本基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込むことなく、学校として一貫した組織的対応を行うことが可能となる。また、いじめ発生時における対応をあらかじめ明確に示すことで、生徒及び保護者に安心感を与えるとともに、いじめの未然防止及び加害行為の抑止、さらにはいじめを行った生徒への適切な支援につなげるものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめに関する基本的な考え方

- ①「いじめはどの子供にも、どの学校にも、どのクラスにも起こりうるものである」ということを認識する。
- ②いじめは絶対に許されないということを認識する。
- ③いじめはいじめ側が悪いと毅然とした態度をとる。
- ④いじめは未然防止が重要課題であることを認識する。

(3) いじめの構造やその背景

- ①仲間はずれや無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」については、関係生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなったりする。また何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- ②いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級・部活動などの所属集団の構造上の問題や「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在によって成り立つという構造をなしていることがある。

③いじめの背景にあるいじめる側の心理には

- ・心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ・集団内の異質な者への嫌悪感情（集団性が過度に高まった学級集団において、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ・妬みや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・いじめの被害者になることへの回避感情などが挙げられる。

④具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

3 校内体制について

「いじめ対策委員会」を校務分掌に位置付ける。「構成メンバー」、「いじめ防止年間計画」、「いじめ事案に関する調査・報告・指導の手順」については別紙1，2による。

4 いじめの防止等の取り組みについて

(1) いじめ防止等の取り組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②生徒会が中心となつて行う活動など、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動の充実を図る。
- ③早期発見のため、生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談及び指導・助言を行う。
- ④いじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣や関係機関との連携等を行う。
- ⑤全ての教職員の共通理解を図るため、いじめ問題に関する校内研修を実施する。
- ⑥生徒・保護者が学校のいじめへの対応方針の理解やインターネットを通じて起きているいじめに対処できるよう、啓発活動の充実に努める。

5 いじめの早期発見に向けて

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、些細な情報やサインの放置や問題ではないと判断した結果、深刻化していることに鑑み、「早期発見」「早期対応」に徹する。

- ①生徒の些細な変化に「気づく」
- ②気づいた情報を確実に「共有する」
- ③情報について速やかに「いじめ事案に関する調査・報告・指導の手順」に基づき、「対応する」

6 いじめの解消・解決に向けて

- (1) いじめの解消とは単に謝罪を持って安易に解消することはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの限りではない。

- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点でいじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

解消に至っていない段階では、生徒を徹底的に守り通し、安心・安全を確保すると共に、支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- (2) いじめの解決に向けて、「いじめ対策委員会」を中心に事実確認を行い、指導方針の共通理解を図り、役割分担し迅速な対応を進める。

①生徒への対応

- ・被害生徒には「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケアと併せて登下校時を含む学校生活全般において安全確保を図る。
- ・加害生徒には「決して許されない」という毅然とした態度で、いじめている内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう指導する。
- ・「観衆」や「傍観者」となる生徒等には自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する指導を行う。

②保護者への対応

- ・被害生徒保護者へは事実関係を伝えると共に、「苦痛となる訴え」を傾聴したり、共感を示したりする。また、具体的な対処法を示し協力を得る。
- ・加害生徒保護者へは事実関係を丁寧に説明するとともに「生徒や保護者の心情」に配慮しながら協力を得る。

③関係機関との連携

学校だけでの解決が困難な場合、必要に応じて教育委員会・警察・児童相談所・医療機関・地域等の連携を図る。

7 重大事態への対応について

いじめの重大事態への対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）に基づき、適切に対応するものとする。

（1）重大事態の定義

重大事態とは、次のいずれかの疑いがあると認められた段階をいう。

- ① いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

（2）重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会を経由して県知事に報告するものとする。

（3）重大事態の調査

重大事態調査は、当該重大事態への対処及び同種事案の再発防止に資することを目的として実施するものとする。

① 県教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合

- ア 学校は、重大事態に係る調査を行うための組織（以下「いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。なお、当該組織には、利害関係を有しない第三者（専門的知識及び経験を有する者）の参加を図るものとする。
- イ いじめ問題対策委員会は、事実関係を可能な限り明確にするため、迅速かつ適切に調査を実施するものとする。調査に当たっては、客観的事実の把握に努め、学校にとって不都合な事実であっても真摯に向き合うものとする。
- ウ 調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を十分に踏まえ、個人情報に配慮しつつ、調査の経過及び結果について適切に情報提供を行うものとする。
- エ 調査結果については、県教育委員会へ報告するものとする。
- オ 調査結果を踏まえ、生徒への支援及び指導並びに再発防止に向けた必要な措置を講ずるものとする。

② 県教育委員会が調査主体となる場合

- ア 学校は、県教育委員会の指示のもと、資料の提出その他必要な協力を行うものとする。

（4）調査結果の提供及び報告

- ア 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果に関する情報を適切に提供する責任を有する。
- イ 調査結果については、速やかに県教育委員会を経由して県知事に報告するものとする。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、その所見を記した文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて提出するものとする。

8 学校評価

「取組評価アンケート」を実施し、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底し、常に改善を促し、取り組みに反映させていく。また、学校いじめ防止基本法に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。